

第Ⅶ章 4. 自動移換

確定拠出年金法第83条により、企業型年金加入者が資格を喪失した日が属する月の翌月から起算して6ヶ月以内に資産の移換手続きをしなかった場合、国民年金基金連合会に該当者の保有資産及び加入履歴が自動的に移換されます。これを自動移換といいます。

事務手続きの流れ

< 1. NRK >
事業主宛通知

<資格喪失の翌月から7ヶ月目の月初第1営業日>
(例:1月に資格喪失の場合、8月の月初第1営業日)
NRKにて下記帳票を作成し、事業主宛に送付します。
これにより「自動移換」の対象となる未移換者をお知らせします。

還元帳票
「未移換者のお知らせ(ID LPBE0012)」

< 2. NRK >
手続き

<資格喪失の翌月から7ヶ月目の第4週>
(例:1月に資格喪失の場合、8月の第4週)
特定運営管理機関(自動移換の引受先であるレコードキーピング会社)から資産の引渡しの指示を受け、資産を売却し現金化します。
このとき、未収手数料があった場合は、移換金から未収手数料を差引きます。加えて、事業主返還が必要な場合は、事業主返還金も差引きます。
この残額が特定運営管理機関へ移換する資産となります。移換する資産がない場合は、加入記録のみ移換します。

< 3. NRK >
未移換者への通知

<自動移換完了後>
未移換者あてに下記帳票を発送し、自動移換の完了を通知します。

還元帳票
「自動移換完了のお知らせ(ID LPBE0026)」

この時、未移換者への通知がNRKに返戻された場合は、弊社より事業主に未移換者の住所確認を行います。事業主においても住所が確認できなかった場合は、確定拠出年金法第83条に基づき、個人別管理資産が国民年金基金連合会へ移換された旨をNRKのホームページ(<http://top.nrkn.co.jp>)に掲載し公告を行います。掲載期間は3ヶ月間です。

参考

資格喪失から4ヶ月後に弊社より未移換者に、企業型・個人型確定拠出年金への移換手続き促進のため「移換手続きのご案内」を送付しています。事業主においても三井住友信託DCサポーターにて未移換者を抽出し手続き状況の確認が可能です。(「第Ⅱ章 4-7. 給付移換」を参照してください。)

注意

- ・ 事業主返還金は資産が売却されるタイミングで事業主に返還されます。返還は事業主掛金が対象となります。
制度移換金・移換金・加入者掛金・運用益は対象外です。
- ・ 自動移換された場合、各種の制約があるうえ、手数料も必要となります。資格喪失後は速やかに確定拠出年金(企業型・個人型)への移換手続きを行うよう、あらかじめ加入者へ説明してください。